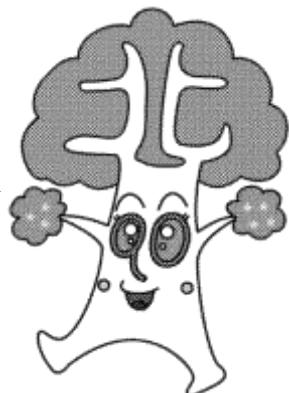


令和5年度

## いじめ防止基本方針

I	はじめに	P 1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢	P 1
III	いじめの定義	P 1
IV	組織	P 2
V	いじめの未然防止	P 3
VI	いじめの早期発見	P 5
VII	いじめの対応	P 7
VIII	重大事態への対応	P 7
IX	研修	P 8
X	P D C A サイクル	P 9

さいたま市立大宮北小学校



## I はじめに

本校の学校教育目標は、「未来を拓き、心豊かにたくましく生きる力を育む」である。また、行動目標として、「元気にあいさつ」、「やさしい笑顔で友だちいっぱい」、「きれいな学校」を掲げている。これらを実現するため、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、「いじめ0」を目指し、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立大宮北小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校いじめ防止基本方針」という。)を策定する。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。  
＊学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 2 いじめられている児童の早期発見に努め、いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 日々の授業を充実させるとともに、教師自らの体験を語ることなどを通して、「生命尊重教育」や「希望をはぐくむ教育」を推進する。  
＊学校の教育活動を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 4 児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 5 いじめの早期解決に向けて、学校が組織的・能動的に対応するとともに、迅速に保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。  
＊学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに関わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。  
＊いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。

## III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
＊「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

### 【いじめが「解消されている」状態】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えていたり、インターネットを通じて行われるもの（以下「いじめ」といいます）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

（2）構成員 校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、教育相談主任、特別活動主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員

※ 必要に応じて、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、学校生活指導員、個別サポート指導員等、構成員以外の関係者を招集できる。

#### （3）会議

ア 定例会 年2回（学校運営協議会開催時に併せて行う。）

イ 校内委員会 每月1回（生徒指導委員会・教育相談部会と兼ねて開催）

ウ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

#### （4）内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的にかつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れと集約

オ 発見されたいじめ事案への対応

カ 重大事態への対応

### 【いじめの未然防止】

\*いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

### 【いじめの早期発見・事案対処】

\*いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

\*いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

\*いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があつた場合には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

\*いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

\*学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

\*学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む。）

## 2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、子どもいじめ対策委員会を設置する。

(2) 構成員 代表委員

(3) 時期 各学期 1回程度(代表委員会と兼ねて開催)

(4) 内容

- ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
- ・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するための話し合いの実施

## V いじめの未然防止

### 1 希望をはぐくむ教育の推進を通して

教職員の英知を結集し、三つの充実、三つの推進、三つの実現を図る教育課程を編成・実施する。

(1) 三つの充実

- ア 学習指導の改善・充実
- イ 生徒指導、教育相談の充実
- ウ 校内研修の充実

(2) 三つの推進

- ア 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- イ 個性を生かす教育の推進
- ウ 特別支援教育の推進

(3) 三つの実現

- ア 安全・安心な学校づくりの実現
- イ きれいな学校づくりの実現
- ウ 開かれた学校づくりの実現

## 2 道徳教育の充実を通して

学習指導要領総則第1教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

### (1) 教育活動全体を通して

- ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教員の協力体制を整える。
- ・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

### (2) 道徳の時間を通して

- ・「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2　主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

## 3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやP T A広報誌等による家庭や地域への啓発活動

## 4 「人間関係プログラム」を通して

### (1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施

- ・「いじめ撲滅強化月間」に、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成する。
- ・「話の聴き方・伝え方について考え方」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

### (2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定

- ・教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

- ・「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

## 5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業を行ない、合わせて、相談することの大切さや助け合いのスキル等をはぐくむ。

- ・第1学年　「わたしの体」・・・・・・自分も友達も大切な存在であることに気付く
- ・第2学年　「わたしのたん生」・・・・誰もが大切に育てられた命であることに気付く

- ・第3学年 「けんか」・・・・・・友達との違いを認め合いながら、よりよい関係を築く
- ・第4学年 「男女の協力」・・・・・・男女で協力し、望ましい人間関係をつくる
- ・第5学年 「悩みと上手につき合おう」・・・養護教諭とのTTにより、相談することの大切さについて学ぶ
- ・第6学年 「友達のよい相談相手になろう」・さわやか相談員とのTTにより、友達からの相談の乗り方について学ぶ

## 6 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・第6学年 「携帯・インターネットの正しい使い方を知ろう」  
※必要に応じて、学校公開日に実施し、保護者への啓発を行う。

## 7 保護者との連携を通して

- ・いじめは絶対に許されることについて、学校便りや保護者会等により保護者への啓発を行う。
- ・日頃から保護者と積極的に情報交換するとともに、教育相談日等を活用し、児童の些細な変化を見逃さないように努める。

# VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

## 1 日頃の児童観察

### (1) 朝の健康観察

児童一人ひとりと視線を合わせ、表情や声の調子を確認しながら行う。

### (2) 授業中

授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するよう努める。

### (3) 休み時間、給食・清掃時間等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

ーささいな変化も見逃さないー

- 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。
- ボール運動の時、バスがまわってこない。
- 実験道具等を一人で片付けている。
- ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。
- 給食の時、机が離されている。
- 掃除の時、机がいつまでも運ばれない。
- 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。
- 他の児童より早く登校する。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- 物を隠される
- 教科書等に落書きされる。

など

※いじめであるかどうかの判断は、組織的に行う。

- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- (1) アンケートの実施 年間3回(4月、8月、1月)  
※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。また、その内容について記録を取り保存し、学年・学校全体で情報の共有を図る。

3 「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめに関する簡易アンケート(保護者アンケートを実施する場合は、記名式アンケート)を機会を捉えて実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき速やかに対応するとともに、教育委員会に報告する。

4 教育相談週間及び教育相談日の設定

教育相談週間及び教育相談日を設定し、児童や保護者が相談できる体制を整える。

- (1) 教育相談週間 每年(6月、10月)、1週間程度の期間に集中して行う。
- (2) 教育相談日 スクールカウンセラーの来校日に行う。
- (3) さわやか相談日 さわやか相談員の来校日に行う。(月2回木曜日)  
※ 教育相談週間及び教育相談日、さわやか相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 年間1回(10月)  
※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- ・いじめ対策委員会の構成員に地域の方を位置付ける。
- ・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・5校連絡会等で情報の共有化を図る。

## VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、速やかに対応する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 5 学年主任は、当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 6 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報受理票」の周知・集約・情報の共有を行う。
- 7 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 8 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害等が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 9 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、面談等を行う。
- 10 スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 11 さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 12 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 13 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。  
\*学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

## VIII 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定、文部科学大臣決定)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじ

めに係る対応の手引き」等に基づいた次のような対処を確実に行う。

1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・欠席の期間は、年間30日を目安とする。(さいたま市は15日から)
- ・一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

2 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

○ 重大事態の調査の主体については、教育委員会が判断し、次の対処を行う。

1 学校が調査主体となる場合

- ・校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会)を設置する。
- ・校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ・校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ・校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

2 教育委員会が調査主体となる場合

- ・校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

## IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

1 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ・いじめに係る情報交換
- ・取組アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- ・指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律 等
- ・児童理解に係る研修・・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育 等
- ・情報モラル及び「ネットいじめ」に係る研修・・・児童を取り巻く現状について理解を深め、指導

のポイント及び重点について共通理解を図る  
研修の実施

## X P D C A サイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、  
次のようにP D C Aサイクルで点検・改善する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期(P D C Aサイクルの期間)の決定
  - ・検証を行う期間は、学期毎とする。
- 2 「取組評価アンケート」の実施時期、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定
  - ・「取組評価アンケート」の実施時期 7月、12月
  - ・いじめ対策委員会の開催時期 毎月の生徒指導委員会で行う。
  - ・4月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
  - ・6月：児童理解に係る研修
  - ・8月：生徒指導に係る伝達研修
  - ・8月：特別支援教育、国際理解、人権教育に係る研修
  - ・

## XI 参考

本校の令和4年度における教育委員会へのいじめ報告件数

\* 4件（内2件解消、2件見守り次年度継続）

